

2022
4.16

NEWS RELEASE

Vol
42



新生活が始まった方は、もう慣れましたか？
今から、思い切り羽根を伸ばせるゴールデンウィークが楽しみです！
それではプラザより、埼玉県住まい安心支援ネットワーク等についてご案内いたします。

埼玉県住まい安心支援ネットワークとは？

埼玉県住まい安心支援ネットワークは、埼玉県と連携し、次の活動を行っています。

- 住宅セーフティネット法に基づく居住支援団体として、**低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)**の民間賃貸住宅への円滑入居を推進する。
- 少子高齢化が深刻化する中、将来の埼玉県を支える子育て世代の県内への定住促進及び既存住宅等を活用した住み替えの促進等による地域の活性化を図る。これらの目的を達成するため、組織の中に「セーフティネット部会」と「子育て支援部会」を設置しています。また、構成員は 宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者及び住宅関連業者などの事業者団体、NPOなどの居住支援団体並びに埼玉県内の市町村、県及び公的賃貸住宅供給団体などから構成されており住まいに係る課題に取り組んでいます。



▲
詳細はこちら

埼玉県住まい安心支援ネットワーク



『定期募集』締め切り迫る！

『埼玉県県営住宅』と『さいたま市市営住宅』の定期募集は、今月の4月1日から始まっております。お申し込みの締め切りは、下記の通りとなっております。お申し込みをご希望の方は、お早めにお申し込みください。

『埼玉県県営住宅』

≪申し込み締め切り≫

郵送申込み【令和4年4月**21**日(木)消印有効】

WEB申込み【令和4年4月**21**日(木)午後5:15まで】

『さいたま市市営住宅』

≪申し込み締め切り≫

【令和4年4月**30**日(土)消印有効】

よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 賃貸住宅を探しています。親族等の保証人を求められるのですが、身寄りがいないことから保証人をたてることができません。どうしたらよいでしょうか。

A. 家賃債務保証会社の審査がとおり承認を得られた場合には、保証会社の保証を付けることで、親族等の保証人は不要とする賃貸住宅もありますから、仲介業者にそうした住宅のあっせんを依頼してはいかがでしょうか。なお、家賃債務保証とは、家賃等を滞納した場合に、連帯保証人と同様に、家賃等の債務を保証してくれるものです。また、保証人を要求される理由の一つとして、退去時の残存家財等の処理にお金がかかるということがあげられますが、これらを退去者に代わって行う民間のサービスもあります。

住まいに関するご相談は

● 住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは